



中古農業機械を 輸入される皆様へ

植物防疫法の改正により、令和5年4月1日以降に輸入される中古農業機械には、以下の対応が必要となっています。

- ◆ 輸出国政府機関により発行された検査証明書（Phytosanitary Certificate）が添付されること。
- ◆ 中古農業機械は清掃され、土や植物残さ、検疫有害動植物が付着していないこと。
- ◆ 検査証明書に土や植物残さが付着していないことを証明する追記がされること。
- ◆ 植物防疫法施行規則で指定された港及び空港（飛行場）で輸入されること。
- ◆ 輸入時に植物防疫所へ届け出て、輸入検査を受けること。



- ◆ 輸入時に検査証明書が添付されていない場合や、検査証明書に適切な追記が無い場合は、中古農業機械は廃棄又は返送となります。
- ◆ 輸入検査で、土や植物残さ、検疫有害動植物の付着が確認された場合は、土等を除去していただくか中古農業機械の廃棄又は返送となります。

※ この場合の「中古」とは、外国の農用地又は森林で使用されたものをいいます。

植物防疫所の主なお問合せ先

- | | | | |
|------------|--------------|-------------|--------------|
| ● 横浜植物防疫所 | 045-211-7152 | ● 門司植物防疫所 | 093-321-2601 |
| ● 名古屋植物防疫所 | 052-651-0112 | ● 那覇植物防疫事務所 | 098-868-2850 |
| ● 神戸植物防疫所 | 078-331-2386 | | |



植物防疫所からのお願い

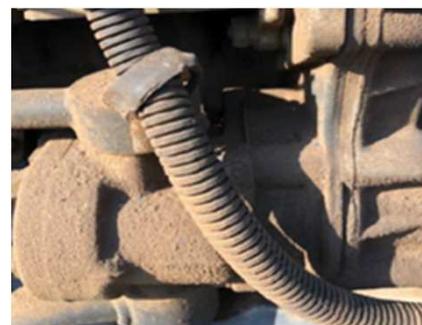
- ◆ 植物検疫の対象となる中古農業機械につきましては、最寄りの植物防疫所や植物防疫所ホームページなどでご確認ください。
- ◆ 輸出国での検査証明書の取得について、輸出者等へご確認ください。
 - 検査証明書の記載内容に不備があった場合は、証明書の再取得が必要です。
- ◆ 農業機械に付着する土や植物残さは、輸出する前に輸出国内で完全に洗浄・除去してください。
 - 特に、車軸や底面部、エンジンルームにご注意ください。



車軸



底面部



エンジンルーム

- ◆ 輸入検査の場所は、海港や空港の保税地域内の場所をご検討ください。
 - 床面はコンクリート等で固められ、検疫有害動植物等が分散しない構造が必要です。
 - 検査には十分な明るさが必要です。
 - 検査に必要な用具、機器等をご準備ください。
 - 検査中の安全確保をお願いします。
 - 万が一農業機械に土等が付着していた場合に、それらの除去を行うことができる場所もご検討ください。
 - 海港や空港の保税地域での検査が困難な場合は、最寄りの植物防疫所へご相談ください。
- ◆ 輸入検査で土や植物残さが発見された場合の土等の除去について
 - 水洗いの場合、使用した水の回収・消毒処理が必要です。
 - 土等の除去後、植物防疫官による確認を受ける必要があります。
- ◆ 検査申請手続きに関しましては、最寄り又は輸入場所を管轄する植物防疫所へご確認ください。

その他にご不明な点がございましたら、最寄りの植物防疫所へご相談ください。

◆ 以下の違反行為に対し、罰則が科せられる場合があります。

- ▶ 検査証明書無添付での輸入や検査を受けずに輸入した場合
3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（法人の場合は5,000万円以下の罰金）
- ▶ 輸入検査で土等が発見され、除去等の措置を講じない場合
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

植物検疫の対象となる輸入中古農業機械の範囲はこちら

輸入予定の中古農業機械のHSコード（輸入統計品目番号）により植物検疫の対象となるかどうかを確認できます。

